

坂田社労士事務所便り

健康保険・厚生年金保険の報酬の 支払基礎日数が変更されます

◆平成 18 年 7 月 1 日から

健康保険・厚生年金保険の報酬支払の基礎となる日数が、平成 18 年 7 月 1 日より、「20 日以上」から「17 日以上」に変わります。

◆平成 18 年度以降の定時決定は？

平成 18 年度以降の定時決定（算定基礎届）については、4 月・5 月・6 月の報酬支払の基礎となった日数が 17 日未満の月がある場合には、その月を除いて決定されます。

◆平成 18 年 7 月以降の随時改定は？

平成 18 年 7 月以降に行われる随時改定（月額変更届）については、昇（降）給等により固定的賃金の変動のあった月以降（平成 18 年 4 月以降）継続した 3 カ月間のいずれの月も報酬支払の基礎となった日数が 17 日以上必要となります。

◆用語の解説

①「報酬支払基礎日数」

報酬の額を決定するときにその計算の基礎となった日数のことです。だいたい、月給制の場合は暦日数になり、時給制や日給制の場合は出勤日数になります。

②「定時決定」

原則として毎年 7 月 1 日現在被保険者資格を有する人について、その年の 9 月からの標準報酬月額（保険料算出の基準となるもの）を決定することで、4 月・5 月・6 月に受けた報酬額とその報酬支払基礎日数をもとに決定されます。（「被保険者報酬月額算定基礎届」によります）

③「随時改定」

固定的賃金の変動または給与体系の変更により報



酬がすでに決定されている標準報酬月額と比較して著しく高低が生じたときに改定が行われます。（「被保険者報酬月額変更届」によります）

高額医療費の申告漏れ防止のための 通知サービス開始

◆高額療養費制度の内容

「高額療養費制度」は、1 カ月以内に同じ医療機関等に支払った医療費が自己負担の上限額を超えた場合、超えた分が高額療養費として後から払い戻される制度です。上限額は年齢や所得に応じてそれぞれ異なっており、一般的な所得の 70 歳未満の人の場合、「72,300 円 + (医療費 - 241,000 円) × 1%」が上限額となり、これを超えた額が請求により払い戻されます。還付申請の期限は 2 年間です。

◆還付申請の状況

社会保険庁は、高額療養費制度を利用できるケースが、2003 年度で約 179 万件あったと

みっていますが、同庁が運営する政府管掌健康保険（中小企業の会社員ら約 3,600 万人が加入している）の加入者の中には、制度自体を知らない人も多く、実際に制度を利用し還付を受けた加入者は 110 万件で、約 69 万件は還付申請がなされませんでした。

◆還付申請が可能なることを通知する新サービス

申請漏れを防止するため、同庁は 2006 年 4 月から、高額療養費の還付申請できることを対象者に通知するサービスを始めました。高額療養費制度を解説したパンフレットとともに、該当する加入者に「申請案内」を送付するものです。これまで社会保険事務所ごとの対応が異なっていたため、社会保険庁の事業運営評議会は、対象者へ通知するか否かの対応の統一を求めています。

健康保険組合や公務員の共済組合ですでに、申請しなくても還付されるシステムが導入されています。

◆今後は還付申請自体が不要に

また、2007 年 4 月を目処に、還付申請が不要になるとされています。医療機関の窓口で上限額まで支払えば済むようになり、これにより患者の負担は大幅に軽減されます。ただし引き続き申請が必要なケースとして、複数の医療機関で受診している場合や、介護保険を併用している場合があります。

国民健康保険の未納問題

◆未納問題は年金だけではない！

最近、国民年金保険料の未納問題が指摘されていますが、年金だけでなく国民健康保険も保険料未納の問題が深刻になっています。国民皆年金・皆保険体制の空洞化は、負担と受益との関係を希薄にし、未納をさらに増やす悪循環につながります。

◆「保険料」を「税」で負担

国民健康保険の運営は、原則として市区町村単位ですが、「保険料」と思っているものが実は「税」として集められている現実はあまり知られていないかもしれません。

◆なぜ「税」なのか

「国民皆保険」とは、個人の自助努力のみでは治すことが難しい病気・けがなどのリスクを、加入者すべての負担で引き受け、その見返りとして加入者全員が等しく給付を受ける権利を持つというものです。財源は、「税」ではなく負担と給付の関係が明確な「保険料」として集めるのが本来の姿といえます。

にもかかわらず、「税」として徴収する自治体が多数を占めるのはなぜでしょうか。「当初は保険料の支払いを呼びかけても『何それ？』という反応が多く、確実に集めるには『税』の威光に頼らざるを得なかった」というのが厚生労働省の考えです。

◆未納対策は

「税」であろうが「保険料」であろうが、未納の問題は起きるでしょう。長期の未納者には、医療費の保険給付分を償還払いにしたり、一時差し止めたりするペナルティーもありますが、事は人命にかかわる問題です。自治体にしてみれば、「払わないのなら、受けるな」と単純に割り切るわけにもいきません。

現状のシステムのままでは強制加入・強制徴収の実は上がらないでしょう。国レベルで考えると、年金保険料の徴収は、社会保険庁に任せるより、国税庁と社会保険庁を統合させた新組織が担ったほうが効率的であり、未納減らしにつながるのではないのでしょうか。

～坂田からひとこと～ 今年 80 歳になる友人に久しぶりに会いましたら、「5 年以内に司法試験に合格する」と、宣言しておりました。5 年前に社会保険労務士になった方で、元気で前向きなご老人です。見習わないと！前向きに生きるに年齢は関係ありませんね。